

「お米引換券」よくある質問と回答

令和7年12月16日時点

No.	質問	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・お米引換券は、いつ届きますか？ ・友人は届いたが、自分はいつ届きますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月中にお手元に届くよう作業を進めており、配達体制が整い次第、順次お届けいたします。 ・世帯ごとに郵送するため、全ての市民の方へ同時に届けすることはできません。 ・なお、年を越しても届かない場合は配達記録などをお調べいたしますので、市役所にご連絡ください。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・配達状況を確認したい。 ・配達日を指定したいのですが、可能ですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・引換券の発送業務を委託しており、個別の配達状況については問い合わせいただいてもお答えできません。 ・また、配達日時を指定することはできません。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所へ直接引換券を取りに行っても良いですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、配送作業を進めているため、市役所の窓口で引換券を直接お渡しすることはできません。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・配送方法を教えてください。 ・また、不在で受け取れなかった場合はどうなりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主様宛に「世帯全員分」の引換券を一括し、日本郵便株式会社のゆうパック（配達記録付）でお届けします。 ・配達時、原則として、対面でお渡しします（押印不要）。 ・不在の場合には、「ゆうパックご不在等連絡票」が届きますので、郵便局へ再配達をご依頼ください。 ・なお、不在の場合であっても、玄関に直結した郵便受けがあれば、投函いたします。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・引換券に記載されている名前や世帯員数に誤りがあった場合、どうすれば良いですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・誤りがあった場合は、お手数ですが、市役所にご連絡ください。 ・氏名、ご住所などを調査し、市の名簿や必要に応じて郵便局と協議のうえ、回答いたします。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力を理由に避難している場合も対象となりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる場合がありますので、市役所にご連絡ください。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日（12/1）以降に転入・出生した場合も対象になりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日以降に転入・出生した人であっても、対象になる場合がありますので、市役所にご連絡ください。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・引換券を使用する本人が、基準日（12/1）以降に死亡した場合はどうなりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日以降から引換券を配付するまでの間に亡くなられた方は対象外となります。 ・ただし、既に引換券が配付された後に亡くなられた場合はその家族に限り、使用することができます。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・お米引換券の使用期限はいつまでですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月31日（火）までです。 ・使用期限を過ぎた引換券はご利用できませんので、ご注意ください。

No.	質問	回答
10	・お米引換券は何に使えますか？	・お米（精米、玄米、もち米）の購入のみに使用できます。 ・他の食料品や商品、現金、金券、不動産等の購入には使用できません。
11	・引換券は家族以外の人も使用できますか？ ・自分は使わないので、知人に渡してもいいですか？	・引換券は、対象本人または家族に限り利用できます。 ・知人等への譲渡や販売はご遠慮ください。
12	・引換券は取扱店以外でも使用できますか？ ・例えば、農家から直接購入したお米にも使えますか？	・市に登録された取扱店舗でのみ使用できます。
13	・4,000円未満のお米を買ったとき、おつりは出ますか？	・商品価格が引換券の額に満たない場合でもおつりは出ません。 ・引換券の額以上の商品を購入する場合は、差額分を別途お支払いください。
14	・引換券を紛失したり、破いてしまったりした場合、再発行してもらえますか？	・紛失、盗難、破損等の事故があった場合でも、原則として再発行は行いませんが、やむを得ない事情がある場合は市役所にご相談ください。
15	・なぜお米以外には使えないのですか？	・昨今の物価高騰により食費の負担が大きくなっている状況を踏まえ、皆様の生活安定を図るため、食費の負担をいち早く軽減することを目的としています。 ・また、日本の食文化の要であるお米を安心して食べていただるために、お米に特化した支援を実施することといたしました。
16	・全国共通の「お米券」などにはできないのですか？	・留萌市内の消費に繋がりやすい仕組みとして作成したもので、経済的、かつ速やかに世帯の支援を実現する方法としてこの方式を採用しました。
17	・引換券の取扱店舗はどこですか？ ・また、今後増える予定はありますか？	・ホームページに記載している最新の店舗情報をご確認ください。 ・なお、取扱店舗の募集は継続しているため、今後増える可能性はあります。
18	・引換券の額面（金額）はいくらですか？ ・また、切り離して使えますか？	・一人あたり4,000円（A4サイズ）です。 ・ご本人が切り取りいただくことで、2,000円単位で使うことも可能です。
19	・お米とそれ以外の商品を一緒に買っても問題ないですか？	・レジでのスムーズな処理と誤精算防止のため、お米とそれ以外の一般商品とは、お会計を分けてご精算ください。 ・ 詳細は、各店舗へご確認ください。